

I-1

特別支援教育の理念と現状

(1) 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

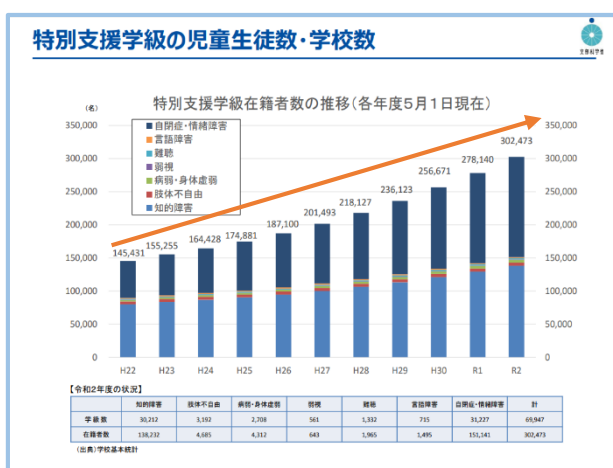
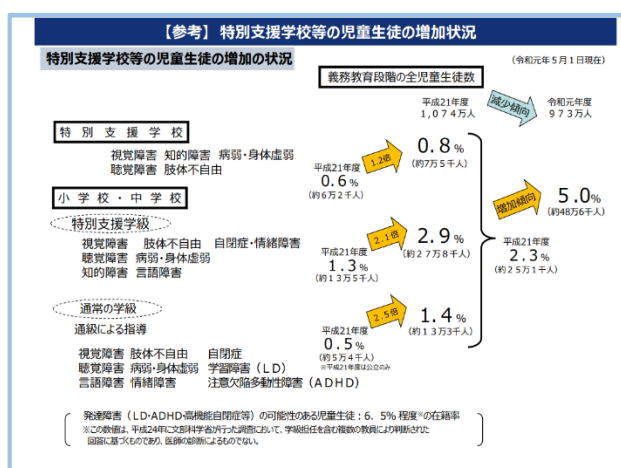
平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障がいのある児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

(2) 我が国の特別支援教育の現状

特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒は増加傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も平成5年度の制度開始以降増加してきています。

令和元年5月1日現在、義務教育段階において特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数に占める割合は約5.0パーセントとなっています。また、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の割合は、平成21年度の調査と比べて2.1倍となっています。

近年は、特別支援学校だけでなく幼稚園や小学校、中学校及び高等学校において発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒が学んでおり、文部科学省が平成24年に実施した調査では、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、6.5パーセント程度の割合で通常の学級に在籍している可能性を示しています。



Point

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」有識者会議参考資料(令和3年10月)

特別支援教育は、発達障がいの可能性のある児童生徒も含めて、全ての学校において実施されるものです。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」文部科学省(令和3年1月)

(3) 本道の特別支援教育の現状

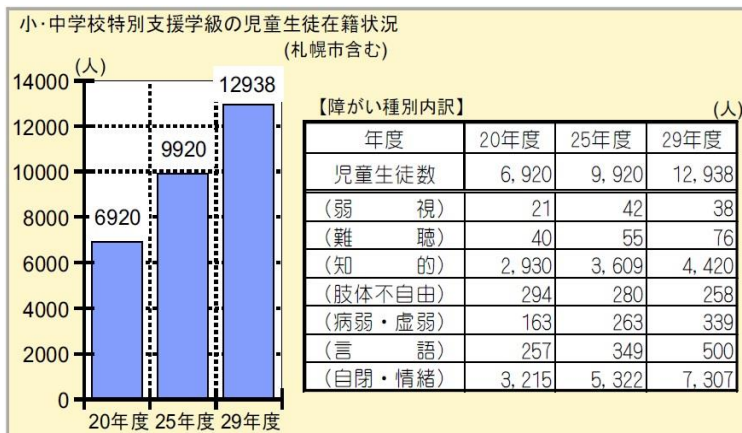
本道においても、国と同様に小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が大幅に増加しているほか、小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒も倍増するなど、特別支援教育に対するニーズが年々高まっています。

さらに近年では、小・中学校、高等学校の通常の学級において、発達障がいがあるなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する割合が上昇していることや、重い障がいがあり、小・中学校等で医療的ケアを受けながら学ぶ児童生徒も増加傾向にあるなど、障がいの重度・重複化、多様化が進む状況が見られます。

[「特別支援教育に関する基本方針](#)

[〔平成30～34年度〕](#)

[北海道教育委員会\(平成30年3月\)](#)



教育基本法における特別支援教育

(教育の機会均等)

第四条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

【学校教育法等の一部改正】

- ・現在、小・中学校において実施されている「通級による指導」を高等学校又は中等教育学校の後期課程においても実施できるようにし、特別の教育課程を編成できるように規定 [\(平成30年4月1日施行\)](#)
- ・障がいのある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、教科用図書に代えてその内容を記録したデジタル教科書を使用することができることを規定 [\(平成31年4月1日施行\)](#)
- ・従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることを規定 [\(平成25年9月1日施行\)](#)